

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2014-200419

(P2014-200419A)

(43) 公開日 平成26年10月27日(2014.10.27)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
A 4 7 C 1/06 (2006.01)	A 4 7 C 1/06	3 B 0 9 6
A 4 7 C 27/00 (2006.01)	A 4 7 C 27/00	K 3 B 0 9 9

審査請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 8 頁)

(21) 出願番号 特願2013-78261 (P2013-78261)
 (22) 出願日 平成25年4月4日 (2013.4.4)

(71) 出願人 000108672
 タカラベルモント株式会社
 大阪府大阪市中央区東心斎橋2丁目1番1号
 (74) 代理人 100082669
 弁理士 福田 賢三
 (74) 代理人 100095337
 弁理士 福田 伸一
 (74) 代理人 100095061
 弁理士 加藤 恭介
 (72) 発明者 下野 光一
 大阪府大阪市中央区東心斎橋2丁目1番1号 タカラベルモント株式会社内

最終頁に続く

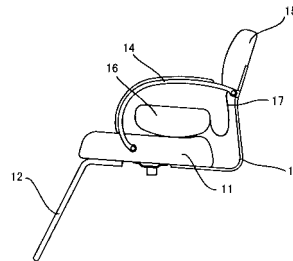
(54) 【発明の名称】 理美容用椅子

(57) 【要約】

【課題】 従来の理美容用椅子にあっては、低身長者の施術を行なうための低身長者の座高を高くする手段としては、他所に収納されている座面を嵩上げするためのクッションシートを座面に置いたり、あるいは、理美容椅子の手摺りにクッションシートを吊り下げる等により行なっていた。しかし、前記クッション材は低身長者の座高を高くするためのものであるため、クッション材の出し入れが面倒であると共に常に特定の場所に保管管理しなければならないといった問題があった。

【解決手段】 理美容用椅子を構成する背凭れ15あるいはレッグレスト12に補助クッション16を脱着自在に取付け、低身長者の理美容施術を行う場合には前記補助クッションを取外して座面11に載置することで座面を嵩上げすることを可能とした理美容用椅子である。

【選択図】 図2



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

理美容用椅子を構成する背凭れあるいはレッグレストに補助クッションを脱着自在に取付け、低身長者の理美容施術を行う場合には前記補助クッションを取外して座面に載置することで座面を嵩上げしたことを特徴とする理美容用椅子。

【請求項 2】

前記補助クッションにシートを取付け、該シートと固定背凭れあるいは座面を接合するための面ファスナー等の接合手段を取付け、前記シートの接合手段と固定背凭れの接合手段とを接続することで前記補助クッションが背凭れフレーム内から脱落するのを防止し、また、前記シートの接合手段と座面の接合手段とを接続することで前記補助クッションが前記レッグレストより脱落するのを防止したことを特徴とする請求項 1 記載の理美容用椅子。

10

【請求項 3】

前記座面の前方に前記接合手段を取付け、前記補助クッションを座面に載置した状態で前記シートの先端に取付け接合手段と接合して座面の前方部分を覆って座面の汚れや損傷を防止したことを特徴とする請求項 2 記載の理美容用椅子。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、低身長者が理美容椅子に着座する際に、前記理美容椅子を構成する部材であるクッション材を座面に置いて座面高さ調節して、着座した低身長者の頭部高さを高くして毛髪カット等の施術を行ない易くした理美容用椅子に関する。

20

【背景技術】

【0002】

従来において低身長者の施術を行なうための低身長者の座高を高くする手段としては、他所に収納されている座面を嵩上げするためのクッションシートを座面に置いたり、あるいは、理美容椅子の手摺りにクッションシートを吊り下げる等により行なっていた。しかし、前記クッション材は低身長者の座高を高くするためのものであるため、クッション材を特定の場所に保管しておき、使用の都度出し入れを行わなければならない面倒であるといった問題があった。

30

【0003】

ところで、本発明の理美容用椅子とは異なる分野の車用椅子において、背凭れの中央部に凹部を形成し、この凹部に着座部側に回動可能な子供用の中央部（シートベルトを備えたクッション材）を取付けた発明（特開平6-191335号公報）がある。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献 1】特開平 6 - 1 9 1 3 3 5 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

40

【0005】

この先行技術文献の発明は、低身長の子供を着座させる場合には、背凭れの凹部に嵌め込まれているクッション材を座部側に回動し、この回動したクッション材に子供を着座させるものである。このような構造であることから低身長者が前記クッション材に着座した時に、前記背凭れの凹部に低身長者の背中が嵌まり込み窮屈な姿勢となり、また、クッション材を座部側に回動した位置は常に一定位置となるので自由度が少ないといった問題がある。

【0006】

本発明は前記した問題点を解決せんとするもので、その目的とするところは、理美容用椅子における背凭れやレッグレストの一部のクッション性を有する補助クッションを取外

50

し、該補助クッションを座面に載せて低身長者を着座させることで座高が高くなって、着座した低身長者の頭髮カット等の理美容施術を行う時に背凭れが邪魔になることがなく、また、前記補助クッションにレザーシート等のシートの一端を取付け、補助クッションを座面に載置した状態でシートを座面の先端側に配置することで被施術者が座面の汚れを防止できる理美容用椅子を提供せんとするにある。

【課題を解決するための手段】

【0007】

本発明の理美容用椅子は、前記した目的を達成せんとするもので、請求項1の手段は、理美容用椅子を構成する背凭れあるいはレッグレストに補助クッションを脱着自在に取付け、低身長者の理美容施術を行う場合には前記補助クッションを取外して座面に載置することで座面を嵩上げしたことを特徴とする。

10

【0008】

請求項2の手段は、前記した請求項1において、前記補助クッションにシートを取付け、該シートと固定背凭れあるいは座面を接合するための面ファスナー等の接合手段を取付け、前記シートの接合手段と固定背凭れの接合手段とを接続することで前記補助クッションが背凭れフレーム内から脱落するのを防止し、また、前記シートの接合手段と座面の接合手段とを接合することで前記補助クッションが前記レッグレストより脱落するのを防止したことを特徴とする。

【0009】

請求項3の手段は、前記した請求項2において、前記座面の前方に前記接合手段を取付け、前記補助クッションを座面に載置した状態で前記シートの先端に取付け接合手段と接合して座面の前方部分を覆って座面の汚れや損傷を防止したことを特徴とする。

20

【発明の効果】

【0010】

本発明は前記したように、背凭れあるいはレッグレストに補助クッションを脱着自在に取付け、低身長者の理美容施術を行う場合には前記補助クッションを取外して座面に載置することで座面を嵩上げしたことにより、低身長者の理美容施術を行う場合でも施術者による施術を容易に行うことが可能となり、かつ、従来のような補助クッションの出し入れが面倒であると共に常に特定の場所に保管管理しなければならないといった面倒を解決できる。

30

【0011】

また、シートの接合手段と固定背凭れの接合手段とを接続することで前記補助クッションが背凭れフレーム内から脱落するのを防止し、また、前記シートの接合手段と座面の接合手段とを接続することで前記補助クッションが前記レッグレストより脱落するのを防止できることから、通常使用時において補助クッションが理美容用椅子から脱落することがないので、安心して使用することができる。

【0012】

さらに、座面の前方に前記接合手段を取付け、前記補助クッションを座面に載置した状態で前記シートの先端に取付け接合手段と接合して座面の前方部分を覆ったので、低身長者（子供）が補助クッションに着座する時に靴のままで座面を移動しても座面が汚れたり損傷するのを防止できる等の効果を有するものである。

40

【図面の簡単な説明】

【0013】

【図1】補助クッションが背凭れの一部である場合の第1実施例の側面図である。

【図2】図1の背凭れの下部より補助クッションを座面に載置した状態の斜視図である。

【図3】図2の斜視図である。

【図4】図3の背面図である。

【図5】補助クッションに一端が逢着したシートを座面の前方を覆った状態の斜視図である。

【図6】補助クッションをレッグレストに脱着自在に取付けた第2実施例の斜視図である

50

。

【図7】図6の背面図である。

【発明を実施するための形態】

【0014】

以下、本発明に係る理美容用椅子1の第1実施例を図1～図5と共に説明する。なお、図2～図5には昇降装置の記載を省略している。

1は昇降装置にして、リンク22を施術者が踏み込むことで油圧シリンダー22のピストン22aが上昇して理美容用椅子1の座面11を押し上げる。

【0015】

前記理美容用椅子1の前記座面11の前方(図1において左側)には、金属管をU字上に形成したレッグレスト12が座面11の裏面から延長して取付けられている。また、座面11の後方(図1において右側)の左右から上方に向かって一对の背凭れクッション材を取付けるための背凭れフレーム13が座面11の裏面から延長されている。なお、14は一端が座面11の側面前方に取付けられ、他端が前記背凭れフレーム13に取付けられた被施術者が肘を載せる手摺りである。

【0016】

前記背凭れフレーム13の上方には座面11に着座する被施術者における背中の上部を支持するクッション材である固定背凭れ15が取付けられている。該固定背凭れ15の下方には前記背凭れフレーム13の底面部13aと背面部13bおよび座面11の後方との空間に取り出し可能な補助クッション16が収納されている。

【0017】

前記補助クッション16の長手方向の一辺にはレザーシート等のシート17が取付けられ、該シート17の先端側には面ファスナーが取付けられている。また、固定背凭れ15の下方における長手方向、および座面11の先端側の長手方向には前記シート17の面ファスナーと接着される面ファスナー15a, 11aが取付けられている(図5参照)。

【0018】

このように構成した本発明の理美容用椅子にあつては、標準的な身長 of 被施術者が座面11に着座する場合には、補助クッション16を図1に示すように固定背凭れ15の下方にセットする。このセット状態においてシート17の面ファスナーを固定背凭れ15の面ファスナー15aに接着することで、背凭れフレームから脱落するのを防止している。なお、標準的な身長 of 被施術者の理美容施術、例えば頭髪のカットを行う施術において被施術者の首より上側が固定背凭れ15より上方に位置するので、理美容施術を行うことができる。

【0019】

一方、低身長者の理美容施術を行う場合には、図1の標準的な身長 of 被施術者の理美容施術位置で座面11に着座しても施術が行うことはできない。そこで、シート17の面ファスナーと固定背凭れ15の面ファスナー15aとの接着を外すことなく補助クッション16を引き上げ、該引き上げた補助クッション16を座面11の所望位置に載置する。すなわち、載置された補助クッション16に着座した状態で被施術者の背中が固定背凭れ15に安楽な姿勢で維持できる位置の座面11に載置する。

【0020】

補助クッション16の位置が決定された状態において、該補助クッション16に取付けられているシート17の面ファスナーを座面11の先端側に取付けられている面ファスナー11aに接着する。

【0021】

このように、安楽な姿勢を維持できる位置の補助クッション16の上に着座することで低身長 of 被施術者であっても、座高が高い位置となるので無理なく理美容施術を受けることが可能となる。また、シート17が補助クッション16より前方の座面11を覆っているので、着座者が補助クッション16の上に靴を履いたままで着座しても座面11の汚れや損傷を防止できる。

10

20

30

40

50

【 0 0 2 2 】

次に、第 2 の実施例を図 6、図 7 と共に説明する。なお、第 1 の実施例と同一符号は同一部材を示すので説明は省略する。また、この実施例における補助クッション 1 6 は固定背凭れ 1 5 と同様に背凭れフレーム 1 3 に固定されている。

【 0 0 2 3 】

この実施例では、補助クッション 3 をレッグレスト 1 2 に脱着自在に取付けたものである。そして、補助クッション 3 にはシート 1 7 が巻付けられており、該シート 1 7 の先端に取付けられている面ファスナーと座面 1 1 の面ファスナー 1 1 a とを接着することでレッグレスト 1 2 より落下しないように構成されている。

【 0 0 2 4 】

なお、補助クッション 3 とレッグレスト 1 2 との脱着を防止する手段としては、レッグレスト 1 2 の縦杆 1 2 に対して 2 本の横杆 1 2 b を取付け、該 2 本の横杆 1 2 b に補助クッション 3 に前記シート 1 7 を巻き付けると共に、該巻き付けたシート 1 7 に予めゴムマグネット等のマグネットを取付けておくことで、このマグネットの磁力によって横杆 1 2 b にシート 1 7 は固定され、またシート 1 7 に取付けられている面ファスナーを座面 1 1 の面ファスナー 1 1 a に接着することで安定した状態で補助クッション 3 をレッグレスト 1 2 に固定することができる。

【 0 0 2 5 】

また、低身長者の理美容施術を行う場合には、レッグレスト 1 2 から補助クッション 3 を取外して座面 1 1 の適宜位置に載置すると共に、シート 1 7 の面ファスナーを座面 1 1 の面ファスナー 1 1 a と接着することで、第 1 の実施例と同様に座面 1 1 の汚れや損傷を防止できる。

【 0 0 2 6 】

なお、前記した実施例において、シート 1 7 を座面 1 1 やレッグレスト 1 2 に取付ける手段として面ファスナーを利用した場合について説明したが、ボタンやファスナー等の連結手段を利用することができる。

【 符号の説明 】

【 0 0 2 7 】

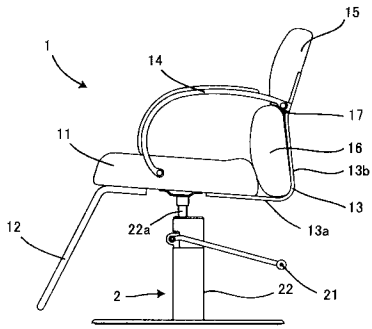
- | | |
|---------|-----------------|
| 1 | 理美容用椅子 |
| 1 1 | 座面 |
| 1 1 a | 面ファスナー |
| 1 2 | レッグレスト |
| 1 3 | 背凭れフレーム |
| 1 4 | 手摺り |
| 1 5 | 固定背凭れ |
| 1 5 a | 接合手段 (面ファスナー) |
| 3 , 1 6 | 補助クッション |
| 1 7 | シート |

10

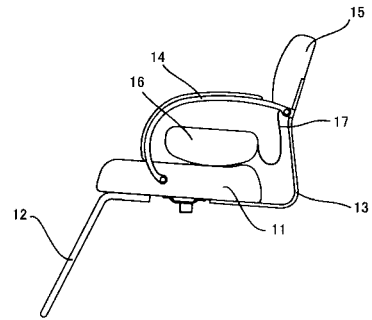
20

30

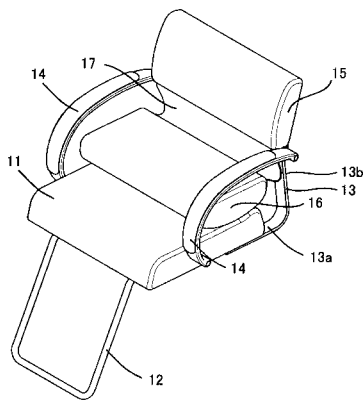
【 図 1 】



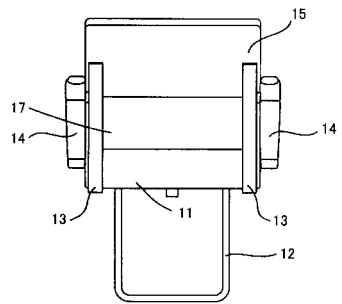
【 図 2 】



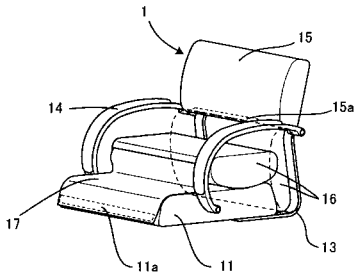
【 図 3 】



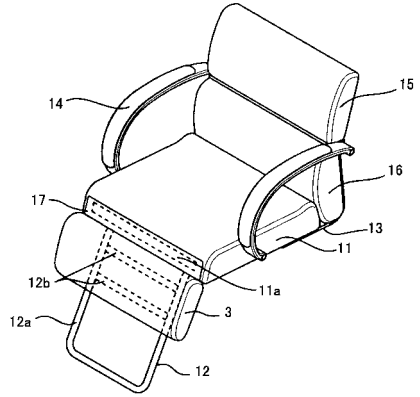
【 図 4 】



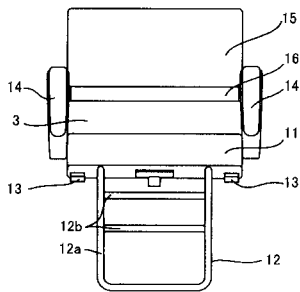
【 図 5 】



【 図 6 】



【 図 7 】



フロントページの続き

(72)発明者 多田 俊彦

大阪府大阪市中央区東心斎橋2丁目1番1号 タカラベルモント株式会社内

Fターム(参考) 3B096 AA01 AC05

3B099 EA05 EA09